

岡山県知事選挙における 投票用紙の二重交付について

今投票区(北区)に投票に来た有権者に対し、既に投票済みだったにもかかわらず、岡山県知事選挙の投票用紙を誤って渡してしまい、二重投票となる事案が発生しました。

1 経緯

- ・北区在住の30代女性は10月15日(火)、岡山県知事選挙の投票所入場券を持参し、岡山市役所本庁舎1階北区選挙管理委員室期日前投票所(北区大供)にて、岡山県知事選挙の投票を済ませた。
- ・当該女性が本日18時50分頃、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所入場券を持参し、今投票所(北区中仙道一丁目)へ来所。
- ・名簿対照担当者が、選挙人名簿にて岡山県知事選挙が投票済みである旨を見落とし、入場券に投票済であることを表示しなかったため、投票用紙交付担当者が、県知事選挙の投票用紙を交付した。
- ・その後、名簿対照担当者が、再度名簿を確認したところ、当該女性が県知事選挙の投票済みだったことが判明したが、すでに二重交付分を投票してしまっていた。
- ・その後、当該女性は衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票を済ませた。

2 再発防止策

- ・名簿対照係で投票済の確認を厳重に行うよう、再度指導を行いました。
- ・投票所事務従事者に対し、マニュアルに基づく事務処理の周知徹底を図りました。

【問い合わせ先】

岡山市北区役所総務・地域振興課 山崎 携帯090-9466-4286